

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	108,648	73,538
受取手形及び売掛金	※4 248,220	※4 238,525
商品及び製品	92,452	120,094
仕掛品	108,293	126,841
原材料及び貯蔵品	134,825	128,525
その他	220,108	263,683
貸倒引当金	△2,900	△2,596
流動資産合計	909,647	948,612
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）	229,123	233,996
土地（純額）	235,664	234,236
その他（純額）	222,627	234,380
有形固定資産合計	687,415	702,613
無形固定資産		
のれん	40,816	36,593
その他	17,924	15,920
無形固定資産合計	58,740	52,514
投資その他の資産		
投資有価証券	236,572	243,318
その他	49,983	48,572
貸倒引当金	△4,088	△4,196
投資その他の資産合計	282,467	287,694
固定資産合計	1,028,622	1,042,822
資産合計	1,938,270	1,991,434

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※4 147,566	※4 121,130
短期借入金	180,100	194,300
コマーシャル・ペーパー	5,000	60,000
未払法人税等	7,869	6,823
引当金	14,931	8,534
預り金地金	253,918	286,960
その他	118,623	120,620
流動負債合計	728,011	798,370
固定負債		
社債	50,000	60,000
長期借入金	259,667	235,429
環境対策引当金	40,427	35,418
その他の引当金	3,468	3,088
退職給付に係る負債	50,003	49,213
その他	83,353	91,874
固定負債合計	486,921	475,024
負債合計	1,214,933	1,273,394
純資産の部		
株主資本		
資本金	119,457	119,457
資本剰余金	92,393	92,393
利益剰余金	352,932	352,724
自己株式	△2,123	△2,150
株主資本合計	562,659	562,425
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	51,220	55,600
繰延ヘッジ損益	124	△440
土地再評価差額金	33,023	32,966
為替換算調整勘定	△5,828	△8,635
退職給付に係る調整累計額	△7,617	△6,943
その他の包括利益累計額合計	70,922	72,548
非支配株主持分	89,754	83,065
純資産合計	723,337	718,039
負債純資産合計	1,938,270	1,991,434

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
売上高	1,272,555	1,124,608
売上原価	1,121,653	986,362
売上総利益	150,901	138,246
販売費及び一般管理費	116,653	114,308
営業利益	34,248	23,937
営業外収益		
受取利息	820	915
受取配当金	13,169	17,841
持分法による投資利益	1,525	3,383
固定資産賃貸料	3,746	3,795
その他	1,913	2,047
営業外収益合計	21,175	27,983
営業外費用		
支払利息	3,579	3,699
鉱山残務整理費用	2,132	2,964
その他	7,644	5,830
営業外費用合計	13,356	12,495
経常利益	42,067	39,426
特別利益		
投資有価証券売却益	269	2,054
事業譲渡益	—	705
固定資産売却益	462	217
関係会社清算益	506	0
その他	170	3
特別利益合計	1,409	2,980
特別損失		
独占禁止法関連損失	—	※ 10,423
減損損失	3,868	1,741
投資有価証券評価損	2,779	1,388
環境対策引当金繰入額	6,530	—
その他	220	339
特別損失合計	13,398	13,892
税金等調整前四半期純利益	30,077	28,514
法人税等	12,785	14,434
四半期純利益	17,291	14,080
非支配株主に帰属する四半期純利益	4,460	4,021
親会社株主に帰属する四半期純利益	12,831	10,058

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
四半期純利益	17,291	14,080
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△44,444	4,268
繰延ヘッジ損益	1,224	△180
為替換算調整勘定	7,625	△3,590
退職給付に係る調整額	1,188	633
持分法適用会社に対する持分相当額	△518	115
その他の包括利益合計	△34,923	1,245
四半期包括利益	△17,631	15,326
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△24,223	12,116
非支配株主に係る四半期包括利益	6,592	3,209

## 【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

### 1. 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、上海菱秀商貿有限公司を連結の範囲に含めております。また、連結子会社間の合併により㈱アルテクノ他4社を、持分の全部を売却したことによりパイブ技研工業㈱を、それぞれ連結の範囲から除外しております。

当第3四半期連結会計期間より、新設合併によりルバタファブ리케이션ノースアメリカ社を連結の範囲に含め2社を連結の範囲から除外しております。また、マテリアルリアルエステート㈱は清算を結了したため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法適用の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、湯沢地熱㈱を持分法適用の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(IFRS第16号「リース」の適用)

IFRSを適用する在外子会社は、IFRS第16号「リース」を第1四半期連結会計期間より適用しております。当該会計基準の適用が当第3四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2019年7月31日開催の取締役会において、2020年4月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である三菱伸銅株式会社を吸収合併することを決議し、2019年7月31日付で合併契約を締結いたしました。

#### 1. 取引の概要

(1) 被結合企業の名称及びその事業の内容

被結合企業の名称 三菱伸銅株式会社

事業の内容 銅及び銅合金の圧延、押出、鑄造及びこれらの加工並びに販売等

(2) 企業結合日

2020年4月1日(予定)

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とする吸収合併方式で、三菱伸銅株式会社は解散いたします。

(4) 結合後企業の名称

三菱マテリアル株式会社

(5) 企業結合の目的

当社グループの銅加工事業における経営リソースを一体的に運営することで積極的かつ機動的な投資を実行し、市場のニーズに応える製品を迅速に開発するとともに、国内外の製造・販売体制を整備・拡充することを目的としております。

#### 2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

## 1 保証債務

連結会社以外の会社及び従業員の銀行からの借入等に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
シミルコファイナンス社	10,698百万円	シミルコファイナンス社	8,852百万円
湯沢地熱株式会社	1,608	湯沢地熱株式会社	1,950
ジェコ2社	2,028	ジェコ2社	1,788
カッパーマウンテンマイン社	1,359	カッパーマウンテンマイン社	1,033
従業員	2,305	従業員	2,188
その他(9社)	1,949	その他(12社)	1,957
計	19,950	計	17,770

## 2 偶発債務

(インドネシア国税務に関する件)

前連結会計年度(2019年3月31日)

当社の連結子会社であるインドネシア・カパー・スメルティング社(以下、P T S社)は、2014年12月30日付で、インドネシア国税当局より、P T S社の2009年12月期の売上取引価格等に関し、47百万米ドル(前連結会計年度末日レートでの円換算額5,312百万円)の更正通知を受け取りました。また、P T S社は、2015年1月28日付で、追徴額の一部である14百万米ドル(同円換算額1,553百万円)を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、当局が抽出した企業との利益率の比較により売上高過少とする著しく合理性を欠く見解であり、当社及びP T S社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、P T S社は2015年3月25日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行ってまいりました。

P T S社が2015年3月25日に提出した異議申立書は、インドネシア国税当局より2016年3月16日付で棄却されました。そのため、P T S社は2016年6月6日に税務裁判所へ提訴し、当社及びP T S社の見解の正当性を主張しております。

またP T S社は、2017年11月29日付で、インドネシア国税当局より、P T S社の2012年12月期のヘッジ取引損益の計上等に関し、22百万米ドル(同円換算額2,533百万円)の更正通知を受け取りました。また、P T S社は、2017年12月27日付で、追徴額の一部である6百万米ドル(同円換算額698百万円)を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、P T S社のヘッジ取引損益の計上等を一時的に否認する見解であり、当社及びP T S社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、P T S社は2018年2月27日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行ってまいりました。

P T S社が2018年2月27日に提出した異議申立書は、インドネシア国税当局より2019年2月25日付で棄却されました。そのため、P T S社は2019年5月17日に税務裁判所へ提訴し、当社及びP T S社の見解の正当性を主張しております。

またP T S社は、2018年12月5日付で、インドネシア国税当局より、P T S社の2014年12月期のヘッジ取引損益の計上等に関し、15百万米ドル(同円換算額1,688百万円)の更正通知を受け取りました。また、P T S社は、2018年12月27日付で、追徴額の一部である5百万米ドル(同円換算額651百万円)を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、P T S社のヘッジ取引損益の計上等を一時的に否認する見解であり、当社及びP T S社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、P T S社は2019年2月27日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行ってまいりました。

なお、前連結会計年度末日において、P T S社が内容を争っている追徴額は、上記の年度に加え、2010年12月期、2011年12月期、2013年12月期及び2015年12月期分を含めて、総額101百万米ドル(同円換算額11,309百万円)であります。

当第3四半期連結会計期間（2019年12月31日）

当社の連結子会社であるインドネシア・カパー・スメルティング社（以下、P T S社）は、2014年12月30日付で、インドネシア国税当局より、P T S社の2009年12月期の売上取引価格等に関し、47百万米ドル（当第3四半期連結会計期間末日レートでの円換算額5,244百万円）の更正通知を受け取りました。また、P T S社は、2015年1月28日付で、追徴額の一部である14百万米ドル（同円換算額1,533百万円）を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、当局が抽出した企業との利益率の比較により売上高過少とする著しく合理性を欠く見解であり、当社及びP T S社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、P T S社は2015年3月25日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行ってまいりました。

P T S社が2015年3月25日に提出した異議申立書は、インドネシア国税当局より2016年3月16日付で棄却されました。そのため、P T S社は2016年6月6日に税務裁判所へ提訴し、当社及びP T S社の見解の正当性を主張してまいりましたが、2020年1月30日付判決により提訴は棄却されました。引き続き当社及びP T S社の見解の正当性を主張するため、今後P T S社は最高裁判所へ上告することとしております。

またP T S社は、2017年11月29日付で、インドネシア国税当局より、P T S社の2012年12月期のヘッジ取引損益の計上等に関し、22百万米ドル（同円換算額2,501百万円）の更正通知を受け取りました。また、P T S社は、2017年12月27日付で、追徴額の一部である6百万米ドル（同円換算額689百万円）を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、P T S社のヘッジ取引損益の計上等を一方向的に否認する見解であり、当社及びP T S社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、P T S社は2018年2月27日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行ってまいりました。

P T S社が2018年2月27日に提出した異議申立書は、インドネシア国税当局より2019年2月25日付で棄却されました。そのため、P T S社は2019年5月17日に税務裁判所へ提訴し、当社及びP T S社の見解の正当性を主張してまいります。

またP T S社は、2018年12月5日付で、インドネシア国税当局より、P T S社の2014年12月期のヘッジ取引損益の計上等に関し、15百万米ドル（同円換算額1,666百万円）の更正通知を受け取りました。また、P T S社は、2018年12月27日付で、追徴額の一部である5百万米ドル（同円換算額643百万円）を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、P T S社のヘッジ取引損益の計上等を一方向的に否認する見解であり、当社及びP T S社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、P T S社は2019年2月27日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行ってまいりました。

P T S社が2019年2月27日に提出した異議申立書に対し、インドネシア国税当局より2020年1月20日付で決定通知を受領し、9百万米ドル（同円換算額1,027百万円）については、P T S社の異議申立が認められました。異議申立が棄却された5百万米ドル（同円換算額639百万円）については、今後P T S社は税務裁判所に提訴することとしております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日において、P T S社が内容を争っている追徴額は、上記の年度に加え、2011年12月期、2013年12月期、2015年12月期及び2016年12月期分を含めて、総額89百万米ドル（同円換算額9,844百万円）であります。なお、異議申立や税務裁判の結果により、一部、課徴金が課される場合があります。

（品質不適合品に関する件）

前連結会計年度（2019年3月31日）

当社グループにおいて、過去に製造販売した製品の一部について、検査記録データの書き換えや検査の一部不実施等の不適切な行為により顧客の規格値または社内仕様値を逸脱した製品等を出荷した事実が判明しました。

この事実に基づき、当社グループの一部の事業所において、各認証機関よりJIS認証の取消しやISO認証の取消し等の通知を受けております。

本件事案の今後の進捗次第では、顧客への補償費用等の発生により、当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点でその影響額を合理的に見積もることが困難なものについては、連結財務諸表に反映していません。

当第3四半期連結会計期間（2019年12月31日）

当社グループにおいて、過去に製造販売した製品の一部について、検査記録データの書き換えや検査の一部不実施等の不適切な行為により顧客の規格値または社内仕様値を逸脱した製品等を出荷した事実が判明しました。

この事実に基づき、当社グループの一部の事業所において、各認証機関よりJIS認証の取消しやISO認証の取消し等の通知を受けております。

本件事案の今後の進捗次第では、顧客への補償費用等の発生により、当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点でその影響額を合理的に見積もることが困難なものについては、四半期連結財務諸表に反映していません。



### 3 受取手形割引高等

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
受取手形割引高	580百万円	297百万円
受取手形裏書譲渡高	0	0
債権流動化による遡及義務	3,848	3,496

#### ※4 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理は、主として手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
受取手形	4,622百万円	4,671百万円
支払手形	2,403	639

(四半期連結損益計算書関係)

#### ※ 独占禁止法関連損失

当第3四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

当社の連結子会社であるユニバーサル製缶株式会社は、飲料用空缶の取引に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受領しました。課徴金納付命令に基づき、当第3四半期連結累計期間において、10,423百万円を独占禁止法関連損失として特別損失に計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）、のれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
減価償却費	44,490百万円	47,824百万円
のれんの償却額	3,414	3,338

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年5月10日 取締役会	普通株式	6,548	50.0	2018年3月31日	2018年6月1日	利益剰余金
2018年11月6日 取締役会	普通株式	5,238	40.0	2018年9月30日	2018年12月4日	利益剰余金

II 当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年5月13日 取締役会	普通株式	5,238	40.0	2019年3月31日	2019年6月3日	利益剰余金
2019年11月7日 取締役会	普通株式	5,237	40.0	2019年9月30日	2019年12月3日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	高機能 製品	加工 事業	金属 事業	セメント 事業	その他 の事業	計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	424,925	120,900	432,163	189,589	104,975	1,272,555	—	1,272,555
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	10,471	9,105	132,490	3,020	31,513	186,600	△186,600	—
計	435,397	130,005	564,653	192,610	136,488	1,459,155	△186,600	1,272,555
セグメント利益	10,691	12,751	3,936	15,723	5,636	48,739	△6,672	42,067

(注) 1. その他の事業には、原子力関連、環境リサイクル関連、不動産、エンジニアリング関連等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△6,672百万円には、セグメント間取引消去△89百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△6,583百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費、基礎的試験研究費及び金融収支であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

II 当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	高機能 製品	加工 事業	金属 事業	セメント 事業	その他 の事業	計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	380,436	106,008	360,829	178,124	99,209	1,124,608	—	1,124,608
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	9,247	9,074	120,633	2,490	32,292	173,739	△173,739	—
計	389,684	115,083	481,463	180,614	131,502	1,298,348	△173,739	1,124,608
セグメント利益	1,825	6,298	20,746	12,245	5,654	46,768	△7,342	39,426

(注) 1. その他の事業には、原子力関連、環境リサイクル関連、エンジニアリング関連等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△7,342百万円には、セグメント間取引消去△46百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△7,296百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費、基礎的試験研究費及び金融収支であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、2019年2月12日開催の取締役会において、事業部門組織を一部変更することを決議し、同年4月1日付で実施いたしました。

これは、「その他の事業」に属する石炭関連事業を熱エネルギーとして石炭を使用している「セメント事業」に移管するものであり、より効率的な事業運営を図ることを目的としております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり四半期純利益	97円98銭	76円81銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	12,831	10,058
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	12,831	10,058
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,957	130,947

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(Mantoverde銅鉱山の権益取得に係る契約の締結)

当社は、Mantos Copper Holding SpA (以下「Mantos Copper社」) との間で、チリ北部のアタカマ地域に位置するMantoverde銅鉱山の権益の30%を同社から当社が取得し、同鉱山が計画している拡張プロジェクトに参画することについて合意し、株式引受契約や株主間契約等の関係契約を締結することを2020年2月7日に決定し、同日付で株式引受契約を締結しました。

1. 権益取得等の概要

①当社は、同鉱山を運営するMantoverde S. A. の株式の30%を増資引受により取得することで、同鉱山の権益の30%を取得します。当該株式取得に当たり、当社は184百万米ドルの出資並びに79百万米ドルの出資比率見合いの建設工事に充当される資金を拠出し、合計で263百万米ドルを拠出します。これらにより当社が拠出する資金は、すべて本プロジェクトに充てられます。

更に、同鉱山は、本プロジェクトの開発対象である鉱床の深部にも豊富な資源を有していることが見込まれており、同鉱山が更なる拡張のために必要な尾鉱貯蔵施設の許認可を取得した場合、当社は20百万米ドルを追加で拠出する予定です。

②当社は、本プロジェクトにおける銅生産量の30%を引き取る権利を有しており、銅精鉱としてこれを引き取る予定としております。

③同鉱山の権益取得は、本プロジェクトの資金調達や必要な許認可の取得等を前提としており、現時点では2020年10月末までのクロージングを見込んでおります。また、クロージング後に株主間契約等を締結する予定としております。

2. 本プロジェクトの概要

銅生産量 山命計170万トン  
起業費 731百万米ドル  
生産開始時期 2023年以降を予定

3. Mantos Copper社概要

株主 Orion Mine Finance、Audley Mining Advisors Limited  
事業内容 Mantoverde銅鉱山とMantos Blancos銅鉱山の運営  
本社所在地 チリ国サンティアゴ  
代表者 John MacKenzie

(セメント事業等の統合に関する基本合意書の締結)

当社及び宇部興産株式会社(以下「宇部興産」)は、2020年2月12日開催の各々の取締役会において、下記のとおり2022年4月を目途に両社のセメント事業およびその関連事業等の統合を実施すること(以下「本統合」)に向けた具体的な協議・検討を開始することを決議し、同日付で両社の間で基本合意書(以下「本基本合意書」)を締結いたしました。

今後、両社は、本統合に向けた具体的な協議・検討を進め、2020年9月末を目途に、本統合に関する最終契約書(以下「最終契約書」)を締結する予定です。

### 1. 本統合の目的

両社は、1998年に折半出資により宇部三菱セメント株式会社(以下「宇部三菱セメント」)を設立のうえ、両社単体のセメント販売・物流機能を統合して、物流費や本店費の削減を含む一定の効果を実現してまいりました。

現在、国内セメント事業は、需要の減少やエネルギー価格の高止まり等によるコストアップなど事業を取り巻く環境は大きく変化しており、両社のセメント事業の将来の成長のためには、従来関係を発展させた新たな体制の構築が必要となっております。

そこで両社は、両社グループのセメント事業全般およびその関連事業等を統合する方向で具体的な協議・検討を開始することを決定しました。本統合により、国内セメント事業で創出されるキャッシュフローを国内外で成長が期待できる事業に集中的に投下することで、社会インフラの整備および循環型社会の発展に貢献する企業として持続的な成長を図り、両社にとって最適な運営体制を構築してまいります。

### 2. 本統合の概要

本統合の範囲は、両社の国内・海外のセメント事業および生コンクリート事業、石灰石資源事業、エネルギー・環境関連事業、建材事業その他の関連事業(以下「対象事業」)とすることを予定しております。

本統合の方法は、両社の折半出資により、本統合のための新会社(以下「新会社」)を設立し、会社分割等の方法により各々の対象事業(対象事業に従事する子会社等の株式を含みます。)を新会社に承継させるとともに、新会社を存続会社、宇部三菱セメントを消滅会社とする吸収合併を実施することを予定しております。

本統合後の両社の新会社への出資比率は、承継する事業の価値の調整を行ったうえで、当社、宇部興産各50%とする基本方針のもとに、協議・検討してまいります。

これらの事項を含む本統合の諸条件については、最終契約書の締結までに、両社間で協議のうえ決定することとしております。

### 3. 本統合の日程

2020年2月12日	本基本合意書締結
2020年9月(予定)	最終契約書締結
2021年6月(予定)	両社の定時株主総会における本統合の承認取得
2022年4月(予定)	本統合の効力発生日

(注) 本統合の実施は、本統合を行うに当たり必要な公正取引委員会等の国内外の関係当局への届出や許認可の取得等(以下「許認可等関連手続」)が完了すること、(会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割の要件を満たすことが明らかな場合を除き)両社の株主総会における承認が得られることおよび本統合の実施が困難になる事象が発生又は判明しないこと等を条件としております。

また、本統合の日程は、現時点での予定であり、今後手続を進める中において、許認可等関連手続やその他の理由により、両社で協議のうえ、上記日程を変更する場合があります。

## 2【その他】

第95期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)中間配当については、2019年11月7日開催の取締役会において、2019年9月30日を基準日として、次のとおり実施することを決議いたしました。

① 中間配当金の総額	5,237百万円
② 1株当たり中間配当金	40円
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2019年12月3日